

第4次基本構想・前期基本計画（案）と第3次基本構想・後期基本計画の対照表
 第3部 計画の推進 ※「成果・活動指標」「施策の体系」「主な事業」を除く

【凡例】下線＝変更部分（挿入・修正、削除）

【市民参加・市民協働】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p><u>市政への市民参加の推進に加え、市民団体などと市との協働が求められており、第4次基本構想・前期基本計画においても「参加と協働」の更なる推進が大きなテーマとなっています。</u></p> <p><u>私たちの住む小金井市では、平成12年に市ホームページを開設し、月2回発行している市報の紙面を12面に充実し、市内に約100箇所の掲示板を設置するなど、情報発信に努めてきました。また、昭和63年に個人情報保護条例、平成10年に情報公開条例、平成15年に市民参加条例を制定して開かれた市政を推進し、市民協働では環境博覧会などの取組に加え、平成20年3月に市民協働推進基本指針を策定し、こがねい市民討議会、アートフルアクションなど、一層の推進を図ってきました。</u></p> <p><u>今後も「参加と協働」を推進するため、積極的な情報発信と情報公開、市民と職員の市民参加・市民協働意識の向上、協働体制の構築などが課題となっています。また、多様な市民参加を推進するために幅広い世代、特に若者の市民参加が必要です。</u></p>	<p>■ 現況と課題</p> <p><u>近年、行政における透明性の確保、市民との協働体制の推進などの観点から、情報公開の動きが全国で活発になっています。また、ボランティアやNPOなどが、地域において積極的に活動する姿も目立つようになってきました。</u></p> <p><u>本市においても、市民自らが市政の多くの場面に参画できるよう情報公開と市民参加を推進し、個性豊かな活力に満ちた地域社会を創造していくことが必要です。</u></p> <p>総務省の調査によると、平成17年4月現在、情報公開条例を制定している地方公共団体は2,380団体で、制定率は96.6%（市は99.9%）に達するなど、情報公開制度は行政にとって不可欠の制度になっています。本市においても、平成10年10月から情報公開条例が施行されていますが、<u>今後は、行政における透明性の確保や市民に開かれた市政運営の確立などを図るため、情報公開の適正な運用とともに、従来からの情報提供施策や情報公表制度を整備拡充し、情報公開を総合的に推進していくことが必要です。</u></p> <p><u>市政情報の提供については、従来の市報などの印刷物に加え、情報通信技術などを活用した多様な広報媒体の導入を図る必要があります。今後は、市民が必要とする情報をよりわかりやすく提供できるよう市報やホームページを改善するとともに、意見や提言などを的確に把握できる体制を確立し、市民と市の情報の共有化を推進することが重要です。</u></p>	

<p>■ 施策の方向性 <u>市民意向調査・広聴活動の充実などによる市民ニーズの的確な把握を市政運営の起点とし、広報活動の充実や情報公開の推進と個人情報の適正な運用により、分かりやすい情報発信と堅実な情報管理を進めていきます。</u> <u>また、市民参加条例に基づき、より多くの市民の参加が得られるよう、多様な市民参加を推進し、(仮称)市民協働支援センターの活用などにより市民協働を支える体制を整備し、市内団体・NPO・企業・大学などとの協働を推進します。</u></p> <p>■ 主な取組</p> <p>1 <u>市民ニーズの把握と共有化</u></p> <p>(1) <u>市民意向調査の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>施策に反映させるため、分野ごとに多様な市民ニーズを的確に把握し、各種市民意向調査や市長への手紙を必要に応じて実施して、共有化を図ります。</u> <p>(2) <u>広聴活動の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日々の業務にいかすため、市長へのEメール・ファクス、市民の声、各種相談などの広聴活動を充実し、幅広い市民からの意見・要望を把握し、共有化を図ります。</u> <p>2 <u>わかりやすい情報発信と適正な情報管理</u></p>	<p><u>また、情報の公開にあたっては、個人情報の保護に配慮した取組が求められます。</u></p> <p><u>本市は従来から、各種審議会、委員会、アンケートなどを通じて、市民からの意見や要望を市政に取り入れており、平成16年4月には、市民の市政への参加と協働のための市民参加条例が施行されています。今後は、市民のまちづくりに対する参加意識、市民と行政の協働のまちづくりに対する参画意識の高まりに対応するため、各種審議会、委員会などへの公募枠の拡大や情報通信技術を活用した市民参加など、幅広く参画機会の充実を図る必要があります。</u></p> <p>■ 施策の方向性 開かれた市政の実現をめざし、情報の公開を積極的に推進します。</p> <p><u>市民一人一人がまちづくりの担い手であるという視点で、情報通信技術等新たな手法も活用し、計画の策定段階から実行段階まで、幅広い市民参加によるまちづくりを推進します。</u></p> <p>1 <u>広報・広聴活動の充実</u></p> <p>(2) <u>広聴活動の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市長への手紙、市長へのファクス、市民の声、市民意向調査、各種相談、電子メールなどの広聴活動を充実し、市民からの意見・要望を把握します。</u> <p>2 <u>情報公開・個人情報保護制度の適正な運用</u> ※「広報媒体の充実」のみ「1 広報・広聴活動の充実」から移動</p>	
---	--	--

<p>(1) 広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報を迅速かつ的確に提供するため、市報や市ホームページなどの更なる充実を図るとともに、状況に応じた各種媒体の活用を推進します。 ・ 市民とともにイメージキャラクターを活用し、市のイメージアップを図ります。 <p>(2) 情報公開の推進と個人情報の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加による開かれた市政を一層推進するため、市民との共有財産である市政情報を市民が主体的に利用できるよう、<u>情報公開制度の適切な運用と市民にとってわかりやすい市政情報の適時・適確な提供に努めます。</u> ・ <u>公正で信頼される市政の推進のため、個人情報の濫用やプライバシーの侵害を防ぐなど、個人情報の保護に努めます。</u> <p>3 市民参加の推進</p> <p>(1) 市民参加制度のPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加条例の趣旨をいかし、多様な市民の意思を市政に反映し、市民本位の市政運営を推進します。 ・ <u>市民参加条例に基づき、市民が気軽に市政に参加できるようにするため、市民参加に関する制度や機会を積極的にPRします。</u> <p>(2) 多様な市民参加の推進</p> <p>【新】 多様な手法による参加の拡大や大学との連携などにより、幅広い世代の市民参加を推進し、特に若者の市民参</p>	<p>(1) 広報媒体の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市政情報を迅速かつ的確に提供するため、市報をはじめとする各種広報媒体のより一層の充実を図るとともに、<u>インターネットやケーブルテレビなどの電子媒体の活用を推進します。</u> <p>(1) 情報公開制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市政の透明性の確保、説明責任（アカウンタビリティ）の遂行を通じ、開かれた市政をより一層実現するため、情報公開制度の適正な運用を図るとともに、市民が必要とする行政情報の積極的な提供に努めます。</u> ・ <u>情報公開制度をより一層市民に周知するため、広報紙やホームページなどを活用します。</u> <p>(2) 個人情報の保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>個人情報保護条例に基づき、個人情報の不当な利用やプライバシーの侵害を防止するなど、個人情報の保護に努めます。</u> <p>3 協働によるまちづくりの推進</p> <p>(1) 市民参加を支える体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民参加条例の趣旨を生かし、多様な市民の意思を市政に反映し、市民本位の市政運営を推進します。 <p>(2) 意識の啓発とPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市民が気軽に市政に参加できるようにするため、市民参加条例や情報公開条例等の市民参加や情報提供に関する制度の情報の提供と周知を推進します。</u> ・ <u>市民が市政に積極的に参加し、市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、市民が必要とする情報の提供と周知努めます。</u> ・ <u>ホームページや広報紙などの各種広報媒体により、積極的に市民参加の機会をPRします。</u> <p>(3) 各種審議会・委員会等の充実</p>	
---	---	--

<p>加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種審議会・委員会などの公募枠の更なる拡大を図るとともに、計画の策定段階からの市民参加を図り、市民の意向を広く市政へ反映します。 施策の原案に対して、関係情報を公開した上で、広く市民に意見を聴き、その反映を図るパブリックコメント制度（市民の提言制度）について、より市民が利用しやすいものとなるよう実施します。 市民サービスの在り方や地域の課題解決については、それぞれの役割を踏まえて関係者や市民と共に協議して、施策の推進を図ります。 選挙管理の充実を図るとともに、投票率の向上に努めます。 <p>4 市民協働の推進</p> <p>(1) 市民協働を支える体制の整備</p> <p>【新】市民活動団体などと市との協働によるまちづくりを推進するため、(仮称)市民協働支援センターを整備します。</p> <p>(2) 市内団体・NPO・企業・大学などとの協働推進</p> <p>【新】市民協働推進基本指針に基づいて、市職員への市民協働研修などを実施し、対等性・自主性の尊重、相互理解、役割分担・責任の明確化、目的・目標の共有化を原則として、市内団体・NPO・企業・大学などとの協働を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種審議会・委員会などの公募枠を拡大するとともに、計画の策定段階からの市民参加を図り、市民の意向を広く市政へ反映します。 事業の計画・実施の過程で、市民に情報を公開したうえで、広く意見を聴き、事業に反映するパブリックコメント制度（提言制度）を充実します。 <p>※ (1) 市民参加を指させる体制の確立」から移動</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民と市との協働によるまちづくりを推進するため、市民参加に対応する部署を設置し、日常的な活動拠点の整備等を検討し、協働を支える体制を確立します。 <p>(4) 情報通信技術の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 市のホームページ等を通じて情報を積極的に公開するとともに、市民からの意見・提言等を的確に把握できる体制づくりを推進します。 外出が困難な障害のある人や高齢者、会社勤めや子育て等で時間的制約がある人など、だれもが参加できるようインターネットを活用した会議の開催など、新たな市民参加の方法を検討します。 	
---	--	--

【行政経営】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題</p> <p>行政経営については、多様な市民ニーズに対応するため、限られた行政資源を効果的かつ効率的に活用して、行政課題を迅速に解決することが求められています。</p> <p>私たちの住む小金井市では、平成6年度に第三者機関に委託して行政診断調査を行い、平成7年度から各課別業務見直し、平成9年度から第1次行財政改革、平成14年度から第2次行財政改革を進め、業務を見直すとともに、行政経営の確立を図ってきました。この中で平成6年4月から平成22年4月までに299人の職員削減などを実現してきました。</p> <p>今後は、更なる行財政改革を推進し、市民ニーズを起点とした、選択と集中による施策の実施と市民サービスの向上により、市民満足度の向上を図ることができる、地域主権に対応した自律した行政経営の推進が課題となっています。</p>	<p>■ 現況と課題</p> <p>わが国では、バブル経済崩壊以降、長期的な不況が続いており、地方自治体をとりまく財政環境は非常に厳しい状況にあります。</p> <p>また、一方では、少子高齢化や地方分権などの時代の変化に伴い、行政の果たすべき役割はますます増大するとともに、自治体に対する市民要望は多様化・高度化しています。</p> <p>このため、本市においても、限られた財源のなかで、いかに効果的・効率的な行政運営を進めていくかが重要な課題となっています。</p> <p>本市では、市民のニーズに即応した行政体制づくりのため、昭和33年の市制施行以来、数度の組織改正を行ってきました。あわせて、近年の厳しい財政状況のなか、第1次及び第2次行財政改革大綱を策定して業務の見直しなどを行い、職員数の適正化に取り組んできました。加えて三位一体改革の推進、地方分権の進展などの環境の変化に対応した効果的・効率的な行政運営の充実が求められています。</p> <p>今後も、市民ニーズの多様化や新たな行政課題に対応するため、平成17年度に導入した行政評価*に基づく事務事業の評価・改善の実施、体制の見直しや、情報通信技術の導入、職員一人一人の意識改革を通じ、行政組織の簡素化・効率化を図る必要があります。</p> <p>また、NPOとの連携や民間活力の導入等を積極的に進め、事務事業のより一層の効率的運営に努めるとともに、行政評価に基づき、行政運営が効果的かつ効率的になされているかを市民の視点から客観的に評価する仕組みも検討する必要があります。</p> <p>さらに、市役所第二庁舎の賃借を早期に解消し、行政サービスの中枢となる新庁舎をできるかぎり早く建設する必要があります。</p>	

<p>■ 施策の方向性 <u>参加と協働における公民連携などの地域力をいかした市政運営を目指して、リーダーシップと執行体制の充実や行政評価の拡充などにより、行政全体として最も効率的に効果を上げられる、自律した行政経営の確立を推進し、市民サービスの向上と行財政の健全化に努めます。</u> <u>また、参加と協働による効果的・効率的な市政運営を進め、創造的なまちづくりに貢献できる人材の育成・活用と行政組織の活性化を図ります。</u></p> <p>■ 主な取組</p> <p>1 更なる行財政改革の推進</p> <p>(1) 第3次行財政改革大綱の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民協働」「公民連携」などを基本原則として、自律した行政経営の確立を図り、市民満足度の向上を目指すため、第3次行財政改革大綱を推進します。 <p>2 組織の活性化と人材の育成・活用</p> <p>(1) 活力ある機能的な組織づくり</p> <p>【<u>拡</u>】市の重要課題に迅速かつ的確に対応するため、既存の部局構成にとらわれない機能性と柔軟性に富んだ組織体制の整備を進めます。</p> <p>【<u>拡</u>】多様な行政需要に対応するため、行財政改革を推進し、プロジェクトチームの活用、部への権限移譲など組織機能の充実を図ります。</p> <p>(2) 人材の育成・活用</p> <p>【<u>拡</u>】人材育成基本方針に基づき、市民感覚・チャレンジ精神・プロ意識・コスト意識を持つ職員の育成及び活用を計画的に推進します。</p> <p>【<u>新</u>】人事評価制度や複線型人事制度などの活用により、意欲を高める人事制度づくりを推進します。</p> <p>【<u>新</u>】職場研修の充実などにより、人を育てる職場環境づくりを推進します。</p> <p>【<u>拡</u>】自己啓発支援の強化や実践的な独自研修の実施などによ</p>	<p>■ 施策の方向性 <u>社会経済情勢の変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応できる行政組織の確立を図るとともに、指定管理者制度等による民間の活力の導入を積極的に進め、行政評価に基づく事務事業の効率化、行政組織のスリム化を推進します。</u> <u>行政サービスの中核となる新庁舎の建設を推進します。</u></p> <p>1 行政組織の簡素化・効率化</p> <p>(1) 弾力的な組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の重要課題に的確に対応できる機能性と柔軟性に富んだ組織をめざし、活性化を進めます。 ・ 多様な行政需要に対応するため、プロジェクトチームなどの活用を図ります。 ・ 新たな行財政改革を推進し、時代の動きに即応できる行財政システムを検討します。 <p>(2) 職務遂行能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権の進展等をふまえ、多様な行政課題を処理する問題解決・政策形成・法務能力を有する職員を育成します。 ・ 職員の能力開発と意識改革を図るため、従来の派遣研修のほか、職場研修や時代に即した知識の修得など、市独自の研修を充実します。 	
---	--	--

<p>り、実践的な職員研修制度づくりを推進します。</p> <p>3 自立した行政経営の確立</p> <p>(1) 公民連携の推進</p> <p>【<u>拡</u>】<u>公民連携の視点から、民間委託、PFI、指定管理者制度などを活用した民間企業・NPOなどによる公的サービスの提供など民間活力の導入による行政の高度化を推進します。</u></p> <p>(2) 行政活動の全体最適化</p> <p>【<u>新</u>】<u>有限な行政資源を効果的・効率的に活用するためにも、リーダーシップと執行体制を充実し、行政活動全体の最適化を目指した行政経営を推進します。</u></p> <p>(3) 行政評価制度の拡充</p> <p>【<u>拡</u>】<u>行政活動とその成果が、効果的かつ効率的であるかをより適確に評価できるよう行政評価制度を改善し、施策への早期の反映を目指します。</u></p> <p>(4) 市民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>窓口業務における接遇の向上、待ち時間の短縮、電子申請や公共施設の予約、各種相談などの充実に努めます。</u> ・ <u>市政センターを整備し、利便性の向上を図ります。</u> ・ <u>だれにでもわかりやすい文書の作成や窓口業務のワンストップサービス化、適切な案内表示を設置したわかりやすい公共施設整備など、ユニバーサルデザインの視点で、だれもが利用しやすい市民サービスの充実・向上に努めます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>職員提案制度や職員参加などの機会を増やし、職員一人一人の自己啓発を図るとともに、庁内の活性化を推進します。</u> <p>2 事務事業の効果的・効率的推進</p> <p>(4) 民間活力の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>民間委託、PFI、指定管理者制度等を活用した民間企業・NPO等による公的サービスの提供など民間活力の導入による行政の効率化を推進します。</u> <p>(3) 情報通信技術の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>庁内における情報通信ネットワークの付設や文書管理の電子化、公共施設予約のオンライン化など、情報基盤の充実を図り、窓口業務や行政事務の迅速化・効率化を推進します。</u> <p>(1) 事務事業の評価と改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>行政評価に基づき、行政運営が効果的かつ効率的になされているか評価し、事務事業の改善を推進します。</u> ・ <u>事務事業の一層の改善を図るため、目標設定及び進捗状況を定期的に確認します。</u> <p>(2) 市民サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>窓口業務に関する開庁時間の延長や夜間・休日の証明書交付、ITを活用した電子申請や公共施設の予約、各種相談など市民の利便性を考慮したサービスを充実します。</u> ・ <u>誰にもわかりやすい文書の作成や窓口業務のワンストップサービス化、適切な案内表示を設置したわかりやすい公共施設整備など、ユニバーサルデザインの視点で、誰もが利用しやすい市民サービスの充実・向上を進めます。</u> 	
--	---	--

【計画的行政】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題 <u>地域の課題が複雑化・高度化する一方、社会経済情勢は不透明感を増す中で、計画として行政活動の透明性を高めつつ、施策を展開していくことが、より一層求められています。また、ごみ問題など、広域的または近隣自治体との連携が求められています。</u> <u>私たちの住む小金井市では、昭和52年に初めて基本構想を策定して以来、長期総合計画を市政運営の指針とするとともに、長期総合計画のもとに課題別の計画を策定し、その分野における施策の更なる具体化を図ってきました。また、広域行政により公共施設の相互利用やコミュニティバスの乗り入れなどを推進しています。</u> <u>今後は、長期総合計画や諸計画を整備するとともに、施策のマネジメントを進め、新庁舎の建設や施設の計画的整備についても、早期に方向性を打ち出していくことが課題となっています。また、生活圏の拡大に対応し、事業の効果・効率・実現性及び市民の利便性を高めるため、広域行政を推進することが必要です。</u></p> <p>■ 施策の方向性 <u>基本構想に基づいた総合的かつ計画的な市政運営を推進するため、施策の具体化とその実現方法を明らかにする「基本計画」、その事業と財政の裏付けを明らかにする「実施計画」を策定するとともに、分野ごと・課題ごとの計画を体系的・総合的に策定します。</u> <u>また、計画的施設整備の推進及び市民サービスの中核となる新庁舎の建設を計画的に推進します。さらに、広域行政を推進し、広域的に取り組むべき行政課題には、関係自治体との協力、連携を図りながら対応を進めます。</u></p> <p>■ 主な取組 1 計画とマネジメントの整備</p>	<p>■ 現況と課題 <u>多様化・高度化する市民ニーズと時代の変化に対応しうる行政を推進するためには、長期的・総合的な計画を策定し、効果的・効率的な行政運営を図ることが重要です。</u> <u>また、交通問題、環境問題、防災問題など本市だけでは対応や解決が困難な課題に対しては、東京都や関係自治体などとの連携と協力のもとに進める必要があります。</u></p> <p><u>本市では、昭和52年に第1次基本構想（計画期間10年）を、昭和63年には第2次基本構想（計画期間13年間）を策定し、市政運営の指針として、施策を総合的かつ計画的に推進してきました。そして、平成13年3月には、第2次基本構想の理念を継承し、発展させるため、第3次基本構想（計画期間10年）を策定しました。</u> <u>今後は、基本構想の実現に向け、財政計画との整合性や関係自治体との連携等に配慮しつつ、具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していく必要があります。</u></p> <p>■ 施策の方向性 <u>基本構想を実現するため、施策の具体化とその実現方法を明らかにした基本計画、事業内容と財政の裏付けを明らかにした実施計画を策定します。これらの計画の推進にあたっては、行政評価等を活用しながら、目標を設定し、その達成状況を公表します。</u> <u>また、必要に応じて課題別計画を策定するとともに、広域的な行政課題については、関係自治体等との協力・連携を図っていきます。</u></p>	

<p>(1) 新庁舎の建設 【新】 市民参加による新庁舎建設基本構想を踏まえ、市民サービスの中枢となり、市民交流の場ともなる新庁舎の建設を計画的に推進します。</p> <p>(2) 施設の計画的整備 【新】 市民ニーズ及び公共施設の現況に基づいて、バリアフリー化や環境への配慮を踏まえた修繕と耐震化を計画的に推進します。</p> <p>(3) 諸計画の整備 【拡】 まちづくりの基本姿勢に基づいて、基本構想の将来像を実現するための施策を具体的・体系的に明らかにした基本計画を策定します。 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画に示した施策の具体的な事業内容と財政の裏付けを明らかにした実施計画を策定し、毎年度の予算編成の指針とします。 【拡】 成果・活動指標の達成状況を把握し、行政評価の活用などにより、市民の視点に立った施策の見直しや計画への反映を迅速に行い、成果重視の行政経営を目指します。 <ul style="list-style-type: none"> 市政における重点課題などについては、必要に応じて課題別計画を策定し、計画の実現により課題を解決します。 <p>(4) 施策マネジメントの確立 【新】 重点プロジェクトや主な事業を中心として適切な実施を図る施策マネジメントの確立を進めます。</p> <p>2 広域行政の推進 (1) 関係自治体との連携 <ul style="list-style-type: none"> 東京都市長会、武蔵野市・三鷹市・西東京市と構成する四市行政連絡協議会、多摩地域の産・学・官によって構成する学術・文化・産業ネットワーク多摩などを活用し、関係自治体などとの協力・連携を図りながら、広域行政を推進します。 生活圏の拡大に対応し、また、事業の効果・効率・実現 </p></p>	<p>※注：「効果的・効率的な行政運営」から移動</p> <p>(3) 庁舎の建設 <ul style="list-style-type: none"> 行政サービスの中枢となり、市民交流の場ともなる新庁舎の建設を推進します。 <p>1 計画の具体化と推進 (1) 基本計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 基本構想を実現するための施策を具体的・体系的に明らかにした基本計画を策定します。 (2) 実施計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 基本計画に示した施策の具体的な事業内容と財政の裏付けを明らかにした実施計画を策定し、毎年度の予算編成の指針とします。 計画目標を設定し、その達成状況を公表します。 行政評価に基づき、市民の視点に立った成果重視の行政運営を行い、計画の更新に反映します。 (3) 課題別計画の策定 <ul style="list-style-type: none"> 市政における重点課題等については、必要に応じて課題別計画を策定し、計画の実現により課題を解決します。 <p>2 広域行政の推進 (1) 関係自治体との連携 <ul style="list-style-type: none"> 交通網整備や大規模地震等の防災対策、環境問題など広域的に取り組むべき行政課題には、関係自治体等との協力・連携を図りながら広域行政を推進します。 </p></p></p>	
---	---	--

<p>性及び市民の利便性を高めるため、交通網整備、大規模震災などの災害対策、環境問題、情報システムの共同開発・共同利用や公共施設の相互利用などについて、広域行政による推進を図ります。</p>		
---	--	--

【財政・財務】

第4次基本構想・前期基本計画（案）	第3次基本構想・後期基本計画	備考
<p>■ 現況と課題 <u>私たちの住む小金井市が平成7、8年度に経常収支比率が全国ワースト1となり、財政危機に陥って以来、財政の健全化は常に強く求められ続けてきました。</u> <u>平成6年度に行政診断調査を実施して以来、第1次・第2次の行財政改革を推進し、平成6年4月から平成22年4月までに299人の職員を削減するなどの取組を続け、一定の改善が図られました。しかし、未だ経常収支比率・人件費比率などの財政指標が26市平均を上回っていることに加え、景気後退等による社会保障関連経費の増加、市税収入などの減少が見込まれます。最重要課題である新ごみ処理施設建設問題など多くの財源を必要とする課題も山積しており、一層厳しい財政運営が強いられる見通しとなっています。</u> <u>今後も、更なる行財政改革を進め、中長期的な展望に立った財政運営を推進し、人件費の削減などによる財政健全化を推進することが課題となっています。</u></p>	<p>■ 現況と課題 <u>従来のような右肩上がりの税収等が期待できない社会経済情勢のなかで、多様化・高度化する市民ニーズや地方分権に伴う新たな財政需要に柔軟に対応するためには、安定した財政基盤の確立が急務となっています。</u> <u>本市においても、自主財源の拡大等による歳入の安定確保や効果的・効率的な財政運営に努め、財政構造の改善を図ることが必要です。</u></p> <p><u>本市においても、景気の低迷など社会経済情勢の影響により、市税の伸びはあまり期待できない状況です。しかし、少子高齢社会や本格的な地方分権の時代を迎えるなかで、多様化・高度化する行政需要に的確に対応していくためには、財源の確保・拡充が必要不可欠です。</u> <u>このため、市税の適正な課税と収入率の向上、受益者負担の適正化、国や東京都の補助制度の効果的な活用を図らなければなりません。また、平成12年4月に地方税法が改正され、地方自治体での条例による課税権が拡大されたことから、新たな財源確保の可能性についても検討が必要です。さらに、三位一体改革の推進を背景とした地方分権に伴う税財政制度の抜本的な改善を国へ強く要請していく必要があります。</u> <u>一方、本市の財政状況は、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が着実に改善されているものの依然として高い水準にあり硬直化した構造になっています。</u></p>	

<p>■ 施策の方向性 <u>不透明な経済状況にあっても持続可能な財政基盤を確立し、財政・財務の更なる健全化・効率化を図るために、長期的展望に立った計画的かつ効果的、効率的な財政運営を推進し、都市基盤整備など様々な施策による税収構造の改善など、自主財源の拡充に努め、地方分権の推進と地方税財政制度の改善を国や東京都に働きかけていきます。</u> <u>さらに、企業会計手法の活用や分かりやすい財政・財務情報の提供に努め、人件費などの経常経費の削減や受益者負担の明確化・適正化を図るとともに、財源の的確な配分と効果的、効率的な執行に努めます。</u></p> <p>■ 主な取組</p> <p>1 安定した財政運営の確立 (1) 中長期的展望に立った財政運営の推進 【<u>拡</u>】<u>中長期的展望に立って中期財政計画に基づいた財政運営を推進し、必要な財源の確保や基金の積み立てを図ります。</u> ・ <u>引き続き行財政改革により財政の健全化を推進し、予算編成のあり方の見直しなどを行い、財政の健全化を図ります。</u></p> <p>2 歳入の安定 (1) 自主財源の拡充 ・ <u>地方の役割が増大する中で、将来的にも持続可能な財政基盤の確立を図るため、駅周辺のまちづくりなど都市基盤整備事業を推進し、法人市民税や固定資産税の増収など税収構造の改善を進めます。</u> 【<u>拡</u>】<u>課税客体の的確な把握に努め収納事務の円滑な執行により、税収の確保と収入率の向上を図ります。また、納付</u></p>	<p><u>このため、第2次行財政改革大綱に基づき、事務事業の徹底した見直しや指定管理者制度の活用を含む業務の民間委託をより一層推進し、健全かつ強固で弾力的な財政体質の確立に向けて積極的に取り組む必要があります。</u></p> <p>■ 施策の方向性 <u>地方税制や財政制度の抜本的改善を国と東京都に働きかけるとともに、自主財源の拡充による歳入の安定をめざします。</u> <u>常に、財政の動向を的確に把握するとともに、人件費など経常経費の削減や長期的展望にたった効果的・効率的な財政運営により、歳出の適正化を図ります。</u></p> <p>1 歳入の安定 (1) 自主財源の拡充 ・ <u>財政基盤の確立を図るため、都市基盤整備事業を推進し、税収構造の改善を進めます。</u> ・ <u>課税客体の的確な把握に努め収納事務の円滑な執行により、収入率の向上を図ります。</u></p>	
--	---	--

<p>が困難な方に対しては、納付相談を通して減免など適切な対応に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料などについて、受益者負担の原則に基づき、適正化を図ります。 <p>【新】 がんばれ小金井寄附金（ふるさと納税）など市民からの寄附を活用します。</p> <p>(2) 補助金などの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や東京都の施策の動向を的確に把握し、積極的な確保に努め、補助制度の効果的な活用を図ります。 <p>(3) 資産の活用と整理</p> <p>【新】 資産・債務改革を推進し、未利用財産の売却促進や資産の有効利用などを図ります。</p> <p>(4) 地方税・地方財政制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己決定権と自己責任の拡大を図るため、地方団体への更なる税源移譲など、自主財源を中心とした歳入基盤を確立させるため、国と市町村の税源配分の適正化や現行の地方税・地方財政制度の改善について、地方分権に見合った制度となるよう国や東京都に強く要望していきます。 <p>3 歳出の適正化</p> <p>(1) 財政執行の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政の健全化に向けて、経常経費の削減や執行管理の適正化などに努め、経常収支比率をはじめ各種の財政指標を改善します。 <p>(2) 財政運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有限な財源を有効に活用し、効果的・効率的な財政運営を図るため、市民サービスの維持向上を目指しながらも事業コストの一層の削減を進めます。 ・ 負担金補助及び交付金（各種負担金、分担金、補助金など）の必要性・費用対効果を定期的に検証し、透明性を高めるための方策を検討します。 <p>【拡】 公会計制度・財政健全化法に基づく、連結財務書類・財</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料等について、受益者負担の原則を明確にし、適正化を図ります。 <p>・ 法定外普通税や目的税などの新たな財源について調査・研究を進めます。</p> <p>(2) 依存財源の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や東京都の施策の動向を的確に把握し、補助制度の効果的な活用を図ります。 <p>(3) 地方税・地方財政制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と市町村の税源配分の適正化や現行の地方税・財政制度の改善について、地方分権に見合った制度となるよう国や東京都に強く要望していきます。 <p>2 歳出の適正化</p> <p>(1) 財政執行の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政の健全化に向けて、経常経費の削減や執行管理の適正化などに努め、経常収支比率をはじめ各種の財政指標を改善します。 <p>(2) 財政運営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた財源を有効に活用し、効果的・効率的な財政運営を図るため、事業コストの一層の削減を進めます。 ・ 補助金については、公平性・公正性・公益性・重要性・効果性の5つの観点から、引き続き見直しに努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ バランスシート（貸借対照表）や行政コスト計算書等の 	
--	--	--

<p>政指標により、<u>企業会計的手法を取り入れた財務情報の有効活用を図り、連結対象団体も含めた健全な財政運営に努めます。</u></p>	<p>企業会計的手法を取り入れた財務情報の有効活用を図り、健全な財政運営に努めます。</p>	
--	--	--